

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置(地方拠点強化税制)の適用期限を延長(2年間)する。また、女性・若者にとって魅力的な雇用の創出を強化する等の観点から、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設の拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 商業事業部門・サービス事業部門等の追加 - 他の特定業務施設と併せて整備する育児支援施設等の追加 ・雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し 等 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>
5	担当部局		内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成27年10月2日(※)～令和8年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯		○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)

			<p>(2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充) <p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7%、拡充型事業は 4%(平成 27、28 年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) <p>○平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を 10 人(中小5人)から 5 人(中小2人)とする要件緩和。等) <p>○令和 2 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等) <p>○令和 4 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を 2 年以内から 3 年以内に延長。等)
8	適用又は延長期間		令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。

		<p>・デジタル田園都市国家構想総合戦略 (令和4年12月23日閣議決定) 「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとともに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) 「地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数(2015～2024年度累計):3万人※改訂前の目標</p> <p><アウトプット> ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成27～令和9年度累計):4万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 ※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。</p> <p><アウトカム> ・東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計):40万人※現在の目標</p> <p>※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な</p>

			<p>目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、アウトプットとして雇用創出数を「33,847人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値（分析対象期間ベース）の8割を達成していることになる。また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和3年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成している。</p>																																																																												
10	有効性等	① 適用数	<p><適用件数></p> <p>○オフィス減税</p> <table border="1" data-bbox="596 674 1329 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>2件</td> <td>16件</td> <td>24件</td> <td>19件</td> <td>27件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> <td>20件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>40件</td> <td>34件</td> <td>26件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="596 1014 1043 1355"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>21件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25件</td> <td>43件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙1参照）。 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。</p> <p>○雇用促進税制</p> <table border="1" data-bbox="596 1655 1329 1928"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件	税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件	合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	特別償却	4件	12件	8件	8件	税額控除	21件	31件	24件	24件	合計	25件	43件	32件	32件		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件	合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																								
特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件																																																																								
税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件																																																																								
合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件																																																																								
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																											
特別償却	4件	12件	8件	8件																																																																											
税額控除	21件	31件	24件	24件																																																																											
合計	25件	43件	32件	32件																																																																											
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																								
税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																								
合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																								

	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
税額 控除	7件	5件	5件	5件
合計	7件	5件	5件	5件

【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数のうち税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数を記載（同報告書記載の適用件数のうち移転型の上乗せ控除の件数については基本控除を前提としており、税制としては基本控除と合わせて1つであるため記載していない）、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙2参照）。
※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

② 適用額

○オフィス減税

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
損金 算入 額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円	517,799 千円	534,705 千円	358,604 千円
税額 控除 額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円	895,747 千円	730,522 千円	1,294,477 千円
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円	1,413,546 千円	1,265,227 千円	1,653,081 千円

	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
損金 算入 額	378,662 千円	552,521 千円	429,929 千円	429,929 千円
税額 控除 額	416,106 千円	1,217,552 千円	976,045 千円	976,045 千円
合計	794,768 千円	1,770,073 千円	1,405,974 千円	1,405,974 千円

【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙1参照）。
※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
税額 控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
税額 控除	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円
合計	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円

【出典】平成 27～令和 3 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和 4 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和 6 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 6 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

③ 減収額

○オフィス減税

	特別償却・ 税額控除	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国税 (法人税)	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円
	税額控除	79.3 百万円	1,550.1 百万円	1,466.3 百万円	680.3 百万円
地方税	-	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	-	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	-	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	-	177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	特別償却・ 税額控除	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国税 (法人税)	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	87.9 百万円
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1,294.5 百万円	416.1 百万円
地方税	-	47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	41.3 百万円
法人 住民税	-	19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	35.3 百万円
法人 事業税	-	28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	6.0 百万円
計	-	1,063.0	892.8	1,411.9	545.3

		<p>減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載し、令和4年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別紙2参照)。平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記載(別紙2参照)。</p> <p>優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成27～令和9年度累計):4万人」という達成目標に対して、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「33,847人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の約8割を達成していることになる。</p> <p>また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和3年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成している。</p> <p>この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。</p> <p>○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由</p> <p>前回の政策評価時(令和3年度)においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(平成27～令和6年度累計):3万人」にしていた。しかし、令和4年にデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)を策定する際、令和4年10月末時点で25,055人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることを見込まれたため、目標達成年限を令和6年から令和9年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一步高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い):4万人」に上方修正を行った。</p> <p>加えて将来的な効果見込みとして、過去8年間において創出した雇用数の平均は3,000人を超過(約3,306人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(13年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした11年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077人」であることから)の目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図る</p>

ことで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。

また、今回の政策評価時(令和5年度)においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計:4万人」をアウトプットとし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京23区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の実現に向け、新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計:40万人」を新たに設定した。

加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和2年度において創出した従業者数は46,100人(約46,123人)となっており、同様のペースで進捗すれば、目標年限(11年間の目標値※)の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「4万人」であることから目標達成は十分期待できる。

※ 現在の本税制の目標値は令和6年度末までにしているが、当該評価書の分析期間は令和8年3月末までの11年間となっていることから、仮に算出したもの。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和5年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,980億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果(参考)

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27年度	7,586百万円
平成28年度	75,471百万円
平成29年度	33,621百万円
平成30年度	33,621百万円
令和元年度	47,546百万円
令和2年度	40,377百万円
令和3年度	40,233百万円
令和4年度	20,583百万円
令和5年度	62,054百万円
合計	398,142百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数

1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

<アウトプット>

「整備計画」の認定状況等(令和5年6月末時点)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,171人	515人	26,962人
目標値の達成率	143.7%	104.5%	90.8%	113.6%	43.8%	101.5%	191.1%	70.6%	16.7%	67.4%
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件	44件	55件	52件	54件	33件	432件

【出典等】令和5年度に関して、認定整備計画数は令和5年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和5年8月1日までに労働局から報告のあったもの。

※目標値の達成率は、上記「13年間」で雇用創出数を「4万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077人」として試算。

※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。

※令和3年度の達成目標は「10年間」で雇用創出数を「3万人」、年間の目標値は「3,000人」だった。しかし、それよりももう一步高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。

<アウトカム>

東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成27年(10月~)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年(~6月)	累計
従業者数	11,138人	45,185人	63,937人	55,484人	53,942人	46,123人	22,422人	298,231人

【出典】平成27、28年度は平成28年度経済センサス-活動調査、平成29年度以降は、令和3年度経済センサス-活動調査を用いて試算(常用雇用者割合(常用雇用者/従業者数)を乗じて算出)。

※平成27年1月~12月については、51,559人であるが、常用雇用者数割合0.8641を乗じ、制度創設以降の効果(平成27年10月~

			<p>12月)とするため、3/12を乗じて、11,138人と推計。</p> <p>《適用件数・適用額に関する留意事項》</p> <p>「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。</p> <p>また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いはない。実際に、上記で説明したとおり、既にアウトプット達成目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない(むしろ、少ない出費(=減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p> <p>財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は95.7%である。この原因としては、財務省の法人税関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)によれば、第1順位～第3順位の適用額が第4順位の適用額の約4倍以上となっており、特に金額が大きくなっていることが挙げられる。</p> <p>本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。</p> <p>また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業だけに裨益しているわけではない。(なお、今後は適用企業へのアンケート調査等を都道府県経由で実施し、偏りの原因を把握する予定である。)</p> <p>これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数(年度平均で3,000人)をクリアしており、また、アウトカム達成</p>
--	--	--	---

			<p>目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成しており、残り約3年間で現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。</p> <p>※財務省 法人関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)</p> <p>第1順位 430,836千円(単体ベース) 第2順位 323,842千円(連結ベース) 第3順位 253,786千円(連結ベース) 第4順位 64,146千円(連結ベース) 第5順位 38,535千円(単体ベース)</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果398,142百万円を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない)。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たささえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等</p>

			を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 ・ 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 ・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和6年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 01-1、R3 内閣 01-2)

地方拠点強化税制（うち、オフィス減税）の算定根拠について

1. 適用数

○平成27年度～令和3年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下のとおり。

<令和4年度>

特別償却3件、税額控除15件

<令和5年度>

特別償却8件、税額控除21件

- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数（情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く）629件のうち、実績調査に回答のあった事業者は456件であったことから、上記の令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）に対して、**629/456を乗じ**、全事業者（情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く）ベースに割り戻して、最終的な適用見込み数を試算した。
- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用見込み数については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない（11件）ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門を含む整備計画の認定件数11件中、オフィス減税の適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は（全体8件中）3件であった。よって、調査結果をそのまま反映させた。

<令和4年度>

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

特別償却 3件 $\times 629 / 456 =$ 4件、

税額控除 15件 $\times 629 / 456 =$ 21件

(情報サービス事業部門を含む整備計画のみ)

特別償却 0件 税額控除 0件

合計 4 + 21 = 25件

<令和5年度>

(情報サービス事業部門に係る整備計画以外)

特別償却 8件 $\times 629 / 456 =$ 11件、

税額控除 21件 $\times 629 / 456 =$ 29件

(情報サービス事業部門に係る整備計画)

特別償却 1件

税額控除 2件

合計 11 + 29 + 1 + 2 = 43件

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、令和7年度>

特別償却 (7件 (R3) + 4件 (R4) + 12件 (R5)) / 3 = 8件

税額控除 (19件 (R3) + 21件 (R4) + 31件 (R5)) / 3 = 24件

※令和6年度税制改正要望において、本税制は適用期限の2年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成27年度～令和3年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表1のとおり。
- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表2のとおり。
 - ※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいため、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を 拡充型の平均額に乗じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。
- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表3のとおり。
- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数（情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く）629件中、当調査の回答を得られた件数は456件（情報サービス事業部門に係る整備計画の認定事業者からの回答件数は除く）であったため、下述の各件数・金額に 629/456 を乗じ、全事業者ベース（情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く）に割り戻して、最終的な見込額を試算した。その結果は以下の表4のとおり。
- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用額については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない（11件）ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門が含まれる整備計画の認定件数11件中、オフィス減税適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は（全体8件中）3件であった。なお、3件中1件は特別償却、税額控除どちらを適用するか不明であったが、税額控除と特別償却を比べて税額控除の適用件数の方が多ことから、税額控除を適用すると推計。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもとの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。

※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

< (表1) 適用見込み数 (仮) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	2	2	1	2	3
	拡充型	3	13	16	7	19	26
構築物	移転型	0	1	1	0	1	1
	拡充型	0	8	8	1	3	4

< (表2) 税額控除・特別償却適用額の平均 (仮) (平均、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	15,250.8	2,954.4	18,205.2	7,646.1	6,002.5	13,648.7
	拡充型	9,150.5	1,688.2	10,838.7	4,587.7	3,430.0	8,017.7
構築物	移転型	130.5	414.8	545.3	130.5	187.3	317.8
	拡充型	78.3	237.0	315.3	78.3	107.0	185.3

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は25/15、税額控除の場合は7/4を乗じて、それぞれ算出。

< 令和4年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $9,150.5 \times 25 / 15 = 15,250.8$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $1,688.2 \times 7 / 4 = 2,954.4$ 万円

構築物（移転型・特別償却）： $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物（移転型・税額控除）： $237.0 \times 7 / 4 = 414.8$ 万円

<令和5年度>

建物（移転型・特別償却）： $4,587.7 \times 25 / 15 = 7,646.1$ 万円

建物（移転型・税額控除）： $3,430.0 \times 7 / 4 = 6,002.5$ 万円

構築物（移転型・特別償却）： $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物（移転型・税額控除）： $107.0 \times 7 / 4 = 187.3$ 万円

<（表3）適用見込み額（仮）（全体額、万円単位）>

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	5,908.7	5,908.7	7,646.1	12,005.0	19,651.1
	拡充型	27,451.5	2,1946.6	49,398.1	32,113.7	65,170.0	97,283.7
構築物	移転型	0.0	414.8	414.8	0.0	187.3	187.3
	拡充型	0.0	1896.0	1,896.0	78.3	321.0	399.3

※ 表1の適用見込み数に、表2の適用見込み額（仮）（平均）を乗じてそれぞれ算出。

<令和4年度>

建物（移転型・特別償却）： $15,250.8 \times 0 = 0.0$ 万円

建物（拡充型・特別償却）： $9,150.5 \times 3 = 27,451.5$ 万円

建物（移転型・税額控除）： $2,954.4 \times 2 = 5,908.7$ 万円

建物（拡充型・税額控除）： $1,688.2 \times 13 = 21,946.6$ 万円

構築物（移転型・特別償却）： $130.5 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物（拡充型・特別償却）： $78.3 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物（移転型・税額控除）： $414.8 \times 1 = 414.8$ 万円

構築物（拡充型・税額控除）： $237.0 \times 8 = 1896.0$ 万円

<令和5年度>

建物（移転型・特別償却）： $7,646.1 \times 1 = 7,646.1$ 万円

建物（拡充型・特別償却）： $4,587.7 \times 7 = 32,113.7$ 万円

建物（移転型・税額控除）：6,002.5×2=12,005.0万円
 建物（拡充型・税額控除）：3,430.0×19=65,170.0万円
 構築物（移転型・特別償却）：130.5×0=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：78.3×1=78.3万円
 構築物（移転型・税額控除）：187.3×1=187.3万円
 構築物（拡充型・税額控除）：107.0×3=321.0万円

< (表4) 適用見込み額 (全体額、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	8,150.4	8,150.4	10,546.9	16,559.5	27,106.5
	拡充型	37,866.2	30,272.8	68,139.0	44,297.1	89,894.6	134,191.7
構築物	移転型	0.0	572.1	572.1	0.0	258.3	258.3
	拡充型	0.0	2,615.3	2,615.3	108.1	442.8	550.8
合計		37,866.2	41,610.6	79,476.8	54,952.1	107,155.2	162,107.3

- ※ 表3の適用見込み数額(仮)に、629/456を乗じてそれぞれ算出。
- ※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。
- ※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算が合わない場合がある。

< 令和4年度 >

建物（移転型・特別償却）： 0.0×629/456=0.0万円
 建物（拡充型・特別償却）：27,451.5×629/456=37,866.2万円
 建物（移転型・税額控除）：5,908.7×629/456=8,150.4万円
 建物（拡充型・税額控除）：2,1946.6×629/456=30,272.8万円
 構築物（移転型・特別償却）： 0.0×629/456=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）： 0.0×629/456=0.0万円
 構築物（移転型・税額控除）：414.8×629/456=572.1万円

構築物（拡充型・税額控除）： $1,896.0 \times 629 / 456 = 2,615.3$ 万円

合計（特別償却）： $0 + 37,866.2 + 0 + 0 = \underline{37,866.2}$ 万円

合計（税額控除）： $8,150.4 + 30,272.8 + 572.1 + 2,615.3 = \underline{41,610.6}$
万円

合計（適用額）： $37,866.2 + 41,610.6 = \underline{79,476.8}$ 万円

※情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は0件と推計。

<令和5年度>

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

建物（移転型・特別償却）： $7,646.1 \times 629 / 456 = 10,546.9$ 万円

建物（拡充型・特別償却）： $32,113.7 \times 629 / 456 = 44,297.1$ 万円

建物（移転型・税額控除）： $12,005.0 \times 629 / 456 = 16,559.5$ 万円

建物（拡充型・税額控除）： $65,170.0 \times 629 / 456 = 89,894.6$ 万円

構築物（移転型・特別償却）： $0 \times 629 / 456 = 0$ 万円

構築物（拡充型・特別償却）： $78.3 \times 629 / 456 = 108.1$ 万円

構築物（移転型・税額控除）： $187.3 \times 629 / 456 = 258.3$ 万円

構築物（拡充型・税額控除）： $321.0 \times 629 / 456 = 442.8$ 万円

合計（特別償却）： $10,546.9 + 44,297.1 + 0 + 108.1 = \underline{54,952.1}$ 万円

合計（税額控除）： $16,559.5 + 89,894.6 + 258.3 + 442.8 = \underline{107,155.2}$
万円

合計（適用額）： $54,952.1 + 107,155.2 = \underline{162,107.3}$ 万円

(情報サービス事業部門を含む整備計画)

建物（特別償却）：200 万円

建物（税額控除）：14,600 万円

構築物（特別償却）：100 万円

構築物（税額控除）：0 万円

合計（特別償却）： $54,952.1 + 200 + 100 = \underline{55,252.1}$ 万円

合計（税額控除）： $107,155.2 + 14,600 = \underline{121,755.2}$ 万円

合計（適用額）： $55,252.1 + 121,755.2 = \underline{177,007.3}$ 万円

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用額（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、7年度>

特別償却 (358,604千円 (R3) + 378,662千円 (R4)
+ 552,521千円 (R5)) / 3 = 429,929千円

税額控除 (1,294,477千円 (R3) + 416,106千円 (R4)
+ 1,217,552千円 (R5)) / 3 = 976,045千円

合計 429,929千円 + 976,045千円 = 1,405,974千円

3. 減収額 (国税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じて計算。

平成27年度 : 300,897千円 × 23.2% = 69,808千円

平成28年度 : 137,268千円 × 23.2% = 31,846千円

平成29年度 : 280,514千円 × 23.2% = 65,079千円

平成30年度 : 197,049千円 × 23.2% = 45,715千円

令和元年度 : 517,799千円 × 23.2% = 120,129千円

令和2年度 : 534,705千円 × 23.2% = 124,052千円

令和3年度 : 358,604千円 × 23.2% = 83,196千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして計算。

平成27年度 : 79,363千円

平成28年度 : 1,550,067千円

平成29年度 : 1,466,314千円

平成30年度 : 680,278千円

令和元年度 : 895,747千円

令和2年度 : 730,522千円

令和3年度 : 1,294,477千円

③減収額 (①+②)

平成 27 年度 : 69,808 千円 + 79,363 千円 = 149,171 千円

平成 28 年度 : 31,846 千円 + 1,550,067 千円 = 1,581,913 千円

平成 29 年度 : 65,079 千円 + 1,466,314 千円 = 1,531,393 千円

平成 30 年度 : 45,715 千円 + 680,278 千円 = 725,993 千円

令和元年度 : 120,129 千円 + 895,747 千円 = 1,015,876 千円

令和 2 年度 : 124,052 千円 + 730,522 千円 = 854,574 千円

令和 3 年度 : 83,196 千円 + 1,294,477 千円 = 1,377,673 千円

○令和 4 年度・令和 5 年度 (見込み)

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じて計算。

令和 4 年度 : 378,662 千円 × 23.2% = 87,850 千円

令和 5 年度 : 552,521 千円 × 23.2% = 128,185 千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして計算。

令和 4 年度 : 416,106 千円

令和 5 年度 : 1,217,552 千円

③減収額 (①+②)

令和 4 年度 : 87,850 千円 + 416,106 千円 = 503,956 千円

令和 5 年度 : 128,185 千円 + 1,217,552 千円 = 1,345,737 千円

○令和 6 年度・令和 7 年度 (見込み)

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じて計算。

令和6年度：429,929千円×23.2%＝99,744千円

令和7年度：429,929千円×23.2%＝99,744千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は(既に法人税額が考慮されているため) そのままとして計算。

令和6年度：976,045千円

令和7年度：976,045千円

③減収額 (①+②)

令和6年度：99,744千円+976,045千円＝1,075,789千円

令和7年度：99,744千円+976,045千円＝1,075,789千円

4. 減収額 (地方税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。(数値は事前評価書に記載のとおり)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000276.html

(※令和3年度公表版)

○令和4年度・令和5年度 (見込み)

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税 (法人税) の減収額に、税率7.0%を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、税率3.5%を乗じた数値 (所得割①) を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の

額に税率 74.8%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。

- ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額（見込み）に、税率 0.7%を乗じて算出。

<令和4年度>

法人住民税：503,956千円×7.0%＝35,277千円

法人事業税：5,375千円＋615千円＝5,990千円

所得割：3,075千円＋2,300千円＝5,375千円

所得割①：87,850千円×3.5%＝3,075千円

特別法人事業税の減収額：3,075千円×74.8%＝2,300千円

付加価値割：87,850千円×0.7%＝615千円

合計（地方税）：35,277千円＋5,990千円＝41,267千円

<令和5年度>

法人住民税：1,345,737千円×7.0%＝94,202千円

法人事業税：7,842千円＋897千円＝8,739千円

所得割：4,486千円＋3,356千円＝7,842千円

所得割①：128,185千円×3.5%＝4,486千円

特別法人事業税の減収額：4,486千円×74.8%＝3,356千円

付加価値割：128,185千円×0.7%＝897千円

合計（地方税）：94,202千円＋8,739千円＝102,941千円

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率 7.0%を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額（見込み）に、税率 3.5%を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率 74.8%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額（見込み）に、税率 0.7%を乗じて算出。

<令和6年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

<令和7年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

以上

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

【国税 令和4年度及び令和5年度の推計】

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度、令和2年度、令和4年度改正）。

2. 令和4年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 令和2年度から令和4年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和5年7月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

		雇用促進計画実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用促進 計画受付 件数	①	計画受付件数（件）	55	52	54
		（i）拡充型	46	45	43
		（ii）移転型	9	7	11
	②	達成状況報告受付件数（件）	30	28	31
		（i）拡充型	27	23	26
		（ii）移転型	3	5	5
（国税） 適用実態 調査	③	適用件数（件）	10	4	—
	④	適用減収総額（千円）	39,539	3,036	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和5年度

- ・ 令和5年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型4件、拡充型7件の合計11件であることから、令和5年度においては、移転型 $4 \times 12/4 = \underline{12}$ 件、拡充型 $7 \times 12/4 = \underline{21}$ 件の合計 **33** 件。
- ・ なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は近年の雇用促進計画の受付状況を踏まえて 1 件としている。
- ・ うち情報サービス事業部門に係る雇用促進計画は、令和5年7月末までの提出が1件であることから、令和5年度においては、 $1 \times 12/4 = \underline{3}$ 件。

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和5年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、令和2年度 54.5% (=30/55)、令和3年度 53.8% (=28/52) 令和4年度 57.4% (=31/54) であることから、令和5年度においては、この3年間の平均値 55.2%になると仮定し、移転型 $12 \times 55.2\% = \underline{7 \text{ 件}}$ 、拡充型 $21 \times 55.2\% = \underline{12 \text{ 件}}$ の合計 19 件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は近年の達成状況報告の提出状況を踏まえ 1 件 としている。
- ・うち情報サービス事業部門についても、雇用促進計画受付件数の 55.2% について達成状況の確認を受けると仮定し、 $3 \times 55.2\% = \underline{2 \text{ 件}}$ 。

<(2)「税額控除実施法人数」について>

※事前評価書の雇用促進税制適用数の算定根拠。

令和4年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は令和2年度 33.3% (=10/30)、令和3年度 14.3% (=4/28) であることから、令和4年度においては、この2年間の平均値 23.8%になると仮定し、移転型 $5 \times 23.8\% = \underline{1 \text{ 件}}$ 、拡充型 $26 \times 23.8\% = \underline{6 \text{ 件}}$ の合計 7 件。

令和5年度

- ・令和5年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の 23.8% になると仮定し、移転型 $7 \times 23.8\% = \underline{2 \text{ 件}}$ 、拡充型 $12 \times 23.8\% = \underline{3 \text{ 件}}$ の合計 5 件。

<(2)「基準雇用者数」①及び「地方事業所基準雇用者数」②について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 10 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 2 件、拡充型・中小企業 8 件となる。

「基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

○拡充型・大企業：2 件 \times 161 人 = 322 人

○拡充型・中小企業：8 件 \times 11 人 = 88 人

… 移転型（大・中小）0 人 + 拡充型（大・中小）410 人 = 合計 410 人

「地方事業所基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの地方事業所基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

○拡充型・大企業：2 件 \times 74 人 = 148 人

○拡充型・中小企業：8 件 \times 12 人 = 96 人

… 移転型（大・中小）0 人 + 拡充型（大・中小）244 人 = 合計 244 人

令和3年度

- ・税額控除実施法人は移転型0件、拡充型4件で、大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業0件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業3件となる。令和2年度と同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 合計 194人

「地方事業所基準雇用者数」 合計 110人

令和4年度

- ・税額控除実施法人は移転型1件、拡充型6件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業1件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業5件となる。令和2年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1件×9人=9人

○拡充型・大企業：1件×161人=161人

○拡充型・中小企業：5件×11人=55人 = 合計 225人

「地方事業所基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1件×8人=8人

○拡充型・大企業：1件×74人=74人

○拡充型・中小企業：5件×12人=60人 = 合計 142人

令和5年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型3件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業2件となる。令和4年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 合計 201人

「地方事業所基準雇用者数」 合計 114人

<(2)「新規雇用者総数」③について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型0件、拡充型10件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業0件、拡充型・大企業2件、拡充型・中小企業8件となる。
- ・それぞれの件数にアンケート調査(※)で得られた1法人当たりの新規雇用者総数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

○移転型・大企業：0件×7.2人=0人

○移転型・中小企業：0件×2.7人=0人

○拡充型・大企業：2件×18.6人=37人

○拡充型・中小企業：8件×7.2人=58人 合計 95人

(※)平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和3年度

- ・ 税額控除実施法人は移転型0件、拡充型4件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業0件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業3件となる。
- ・ 上記の令和2年度と同様の計算により、合計41人となる。

令和4年度

- ・ 税額控除実施法人は移転型1件、拡充型6件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業1件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業5件となる。
- ・ 上記の令和元年度と同様の計算により、合計58人となる。

令和5年度

- ・ 税額控除実施法人は移転型2件、拡充型3件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業2件となる。
- ・ 上記の令和元年度と同様の計算により、合計38人となる。

<(2)「移転型地方事業所基準雇用者数」④について>

- ・ <(2)「基準雇用者数①」及び「地方事業所基準雇用者数②」>同様に、各年度の移転型の税額控除実施法人数（大企業、中小企業）に雇用促進計画達成状況報告における1法人当たりの移転型地方事業所基準雇用者数（平均値）を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ 基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。(合計0人)

令和3年度

- ・ 基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。(合計0人)

令和4年度

- ・ 基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。(合計8人)

令和5年度

- ・ 基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。(合計16人)

<(2)「移転型新規雇用者総数」⑤について>

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型新規雇用者総数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 0 人)**

令和3年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 0 人)**

令和4年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 3 人)**

令和5年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 5 人)**

<(2)「特定新規雇用者数」⑥について>

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計 68 人)**

令和3年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計 29 人)**

令和4年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計 43 人)**

令和5年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計 29 人)**

<(2)「特定新規雇用者基礎数」⑦について>

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 60 人)**

令和3年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計 26 人)**

令和4年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 37 人)

令和5年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 24 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数」⑧について>

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

令和5年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 5 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数のうち税額控除対象」⑨について>

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 2 人)

令和5年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」⑩について>

・「地方事業所基準雇用者数②」から「新規雇用者総数③」を減じて算出する。

令和2年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：148人－37人＝111人

○拡充型・中小企業：96人－58人＝38人

(合計 149人)

令和3年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：74人－19人＝55人

○拡充型・中小企業：36人－22人＝14人

(合計 69人)

令和4年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人

○拡充型・大企業：74人－19人＝55人

○拡充型・中小企業：60人－36人＝24人

(合計 84人)

令和5年度

○移転型・中小企業：16人－5人＝11人

○拡充型・大企業：74人－19人＝55人

○拡充型・中小企業：24人－14人＝10人

(合計 76人)

<(2)「特定非新規雇用者数」⑪について>

・上記⑩「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」（非新規雇用者の総数）のうち、特定非新規雇用者数の割合を75%（※）と仮定して算出する。

（※新規雇用者総数③に占める特定新規雇用者数⑥の割合75%（令和4年度74%及び令和5年度76%の平均値75%）と同じものと仮定）

令和4年度

○移転型・中小企業：⑩5人×75%＝4人

○拡充型・大企業：⑩55人×75%＝41人

○拡充型・中小企業：⑩24人×75%＝18人

(合計 63人)

令和5年度

○移転型・中小企業：⑩11人×75%＝8人

○拡充型・大企業：⑩55人×75%＝41人

○拡充型・中小企業：⑩10人×75%＝8人

(合計 57人)

<(2)「特定非新規雇用者基礎数」⑫について>

・上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、特定非新規雇用者基礎数の割合を85%（※）と仮定して算出する。

（※特定新規雇用者数⑥に占める特定新規雇用者基礎数⑦の割合85%（令和4年度86%及び令和5年度83%の平均値85%）と同じものと仮定）

令和4年度

- 移転型・中小企業：⑪4人×85%=3人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪18人×85%=15人
- (合計 53人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：⑪8人×85%=7人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪8人×85%=7人
- (合計 49人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者数」⑭について>

上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=4人
- (合計 4人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 8人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者基礎数」⑮について>

・上記⑫「特定非新規雇用者基礎数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 3人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=7人
- (合計 7人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯について>

令和4年度

$$\begin{aligned} \cdot \text{⑯} &= \text{⑦} \times 30 \text{万円} + \text{⑨} \times 20 \text{万円} + \text{⑫} \times 20 \text{万円} + \text{⑮} \times 20 \text{万円} \\ &= 37 \times 30 \text{万円} + 2 \times 20 \text{万円} + 53 \times 20 \text{万円} + 3 \times 20 \text{万円} = \underline{\underline{22.7 \text{百万円}}} \end{aligned}$$

令和5年度

$$\begin{aligned} \cdot \text{⑯} &= \text{⑦} \times 30 \text{万円} + \text{⑨} \times 20 \text{万円} + \text{⑫} \times 20 \text{万円} + \text{⑮} \times 20 \text{万円} \\ &= 24 \times 30 \text{万円} + 3 \times 20 \text{万円} + 49 \times 20 \text{万円} + 7 \times 20 \text{万円} = \underline{\underline{19.0 \text{百万円}}} \end{aligned}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置」⑰～⑳について>

令和2年度及び令和3年度

・移転型の税額控除実施法人はないため0人。

令和4年度

- ・ 移転型の適用を1件と推計している（1期目）。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値（8人）を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数（中小企業）は8人であるとする、1件×8人=8人。
- ・ 移転型の上乗せは最大3年適用可能であるが、令和2年度及び3年度は移転型の適用はなかったため考慮しない。
- ・ うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を4:1と推計していることを踏まえ適用見込みなしとしている。

令和5年度

- ・ 移転型の適用を2件と推計している。うち令和5年度1期目の1件は令和4年度と同様の計算により、1件×8人=8人。
- ・ 移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度に上乗せの適用を受けた1件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、1件×8人=8人。
- ・ 8人と8人の合計16人
- ・ うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳について>

令和2年度

$$0人 \times 40万円 + 0人 \times 30万円 = \underline{0百万円}$$

令和3年度

$$0人 \times 40万円 + 0人 \times 30万円 = \underline{0百万円}$$

令和4年度

$$8人 \times 40万円 + 0人 \times 30万円 = \underline{3.2百万円}$$

令和5年度

$$16人 \times 40万円 + 0人 \times 30万円 = \underline{6.4百万円}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯及び(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」㉑の合計額について>

令和4年度

$$\cdot \textcircled{16}22.7百万円 + \textcircled{21}3.2百万円 = \underline{25.9百万円}$$

令和5年度

$$\cdot \textcircled{16}19.0 \text{ 百万円} + \textcircled{24}6.4 \text{ 百万円} = \underline{\underline{25.4 \text{ 百万円}}}$$

【地方税 平成27年度～令和5年度の推計】

平成27年度～平成30年度

平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、雇用促進税に係る令和元年度～3年度の国税（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）と地方税（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書）の比の平均値（4.1%※）を国税に乗じて推計（なお、令和3年度までの国税（法人税）に係る減収額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の適用額と一致。）。

※令和元年度：3.8%（地方税1,935千円÷国税51,396千円=0.38）

令和2年度：1.6%（地方税627千円÷国税39,539千円=0.16）

令和3年度：7.0%（地方税212千円÷国税3,036千円=0.07）

…3年度平均：4.1%

・平成27年度	国税3.8百万円	×	4.1%	=	<u>0.2百万円</u>
・平成28年度	国税4.9百万円	×	4.1%	=	<u>0.2百万円</u>
・平成29年度	国税49.1百万円	×	4.1%	=	<u>2.0百万円</u>
・平成30年度	国税23.7百万円	×	4.1%	=	<u>1.0百万円</u>

令和元年度～令和3年度

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。

○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

・令和元年度：1,935千円

・令和2年度：627千円

・令和3年度：212千円

令和4年度、令和5年度

「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計。

・令和4年度 国税25.9百万円 × 7.0% = 1.8百万円

・令和5年度 国税25.4百万円 × 7.0% = 1.8百万円

【国税及び地方税 令和6年度及び令和7年度の推計】

適用数、適用額、減収額のいずれも、それぞれの令和3年度から令和5年度までの実績（見込み）の3カ年平均により推計。

○適用数

・（令和3年度4件＋令和4年度7件＋令和5年度5件）÷3≒ 5件

○適用額

・（令和3年度3,036千円＋令和4年度25,900千円＋令和5年度25,400千円）÷3
≒ 18,112千円

○減収額

・国 税：（令和3年度3.0百万円＋令和4年度25.9百万円＋令和5年度25.4百万円）÷3

≒18.1 百万円

・ 地方税：(令和 3 年度 0.2 百万円 + 令和 4 年度 1.8 百万円 + 令和 5 年度 1.8 百万円) ÷ 3

≒1.3 百万円

(以上)